

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 子ども家庭部子育て支援課子育て支援推進担当

問合せ先 03 - 5803 - 1256

1 補助金の名称等

4年度調査

補助金の名称	病児保育従事職員処遇改善事業補助金								
根拠規定等	文京区病児保育従事職員処遇改善事業補助金交付要綱								
創設年月	令和	5	年	1	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	05民生費	04児童福祉費	05児童福祉事業費	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業	18			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、病児保育施設に勤務する職員の処遇の改善のため、賃金の引上げが継続される取組等を行う施設に対して、必要な経費を補助することにより、保育サービスの向上を図り、もって児童福祉の充実に資することを目的とする。								
補助事業等の内容	施設に勤務する職員に対して賃金を3%程度引き上げるための措置を実施する。								
補助対象経費の内容	区の区域内において、東京都病児保育事業実施要綱(21福保子保第375号)第4の1又は2の規定により実施する病児保育事業を運営し、病児保育施設に勤務する職員に給与改善を行う事業者に対して、必要な経費の一部を補助する。								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 東京都病児保育事業実施要綱(21福保子保第375号)第4の1又は2の規定により実施する病児保育事業を運営し、補助対象事業を実施している事業者								
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率 ) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額 )								
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価 ( 補助単価 11,000 単位 1月当たり ) <input type="checkbox"/> その他								
	[その他の場合は具体的に記入]								
[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]									
東京都病児保育事業・定期利用保育事業等職員処遇改善事業実施4事業内容(1)による。									
公募の状況	対象事業者へ直接周知連絡								
実績報告書時における使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (賃金規定及び賃金台帳等)								
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	1/2	国	都	1/2	補助対象者
			上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	-	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	-	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	-	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	-	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	特定の事業者に限定していない。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	交付に当たり、要綱を定め、公平な手続き、要件を具備した場合に交付決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	補助金の交付が処遇(賃金)の改善に直結し、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応を担う人材の処遇が改善する。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	補助金額が賃金の引上げ額に直結する制度設計となっている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応を担う人材の確保につながる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	都制度に基づいた事業である。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	病児保育は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化へ対応する活動である。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	賃金台帳の確認を行うことで、使途の適正性が担保される。

4 交付実績

(件、千円)

項目	4年度(予算)			
交付(見込み)件数	3			
決算(予算)額	687			
国庫支出金	0			
都支出金	343			
その他	0			
一般財源	344			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

実績報告の際は、賃金規定や賃金台帳の提出を求め、賃金改善が適正になされているかを確認する必要がある。